

兵庫県公報

平成25年9月17日 火曜日 第 2527 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---------------------------------|-----|
| ○ 指定市町村事務受託法人の指定（高齢社会課） | 1 |
| ○ 救急病院の認定（医務課） | 2 |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 2 |
| ○ 土地改良区の解散認可（同） | 3 |
| ○ 土地改良区清算人の就任の届出（同） | 3 |
| ○ 国土調査の成果の認証（同） | 3 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） | 7 |
| ○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） | 7 |
| ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課） | 8 |
| ○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同） | 8 |
| ○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（同） | 8 |
| 公 告 | |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課） | 9 |
| 人事委員会規則 | |
| ○ 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 | 9 |
| 公安委員会規則 | |
| ○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 | 9 |
| 公安委員会告示 | |
| ○ 各警備業務に係る検定合格者審査 | 10 |
| 警察本部公告 | |
| ○ 入札公告 | 12 |

公布された法令のあらまし

- 職員給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第4号）
兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第3号）
警察署の業務運営、組織運営等の効果的かつ効率的な推進を図ること等に伴い、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1147号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人として、次のとおり指定した。

平成25年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 事務所の名称及び所在地
名 称 特定非営利活動法人 みどり兵庫
所在地 西宮市石勿町19-13
- 事務所を設置している法人の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人 みどり兵庫

主たる事務所の所在地 西宮市石劔町19—13

3 指定年月日

平成25年9月2日



兵庫県告示第1148号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成25年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名 称 彦坂病院
 所 在 地 神戸市兵庫区西多聞通1丁目1番21号
 認 定 年 月 日 平成24年10月1日
 認定の有効期限 平成27年9月30日
- 2 名 称 ときわ病院
 所 在 地 三木市志染町広野5丁目271番地
 認 定 年 月 日 平成25年9月1日
 認定の有効期限 平成28年8月31日



兵庫県告示第1149号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

下内膳土地改良区

退任役員

| 役員区分 | 氏 名 | 住 所 |
|------|---------|---------------|
| 理 事 | 中 木 恵 一 | 洲本市下内膳1588番地 |
| 同 | 安 倍 勝 | 同 市下内膳495番地 |
| 同 | 白 水 祥 文 | 同 市下内膳538番地 |
| 同 | 出 店 利 彦 | 同 市下内膳439番地 |
| 同 | 出 店 裕 司 | 同 市下内膳1番地 |
| 同 | 安 川 一 雄 | 同 市下内膳1211番地 |
| 同 | 安 岡 忠 男 | 同 市下内膳170番地 |
| 同 | 井 手 久 弘 | 同 市下内膳415番地の1 |
| 同 | 瀧 口 初 美 | 同 市下内膳960番地 |
| 同 | 由良木 恒 弘 | 同 市下内膳1196番地 |
| 監 事 | 安 川 眞 二 | 同 市下内膳776番地 |
| 同 | 片 岡 與 憲 | 同 市下内膳853番地 |

就任役員

| 役員区分 | 氏 名 | 住 所 |
|------|---------|---------------|
| 理 事 | 中 木 恵 一 | 洲本市下内膳1588番地 |
| 同 | 安 倍 勝 | 同 市下内膳495番地 |
| 同 | 白 水 祥 文 | 同 市下内膳538番地 |
| 同 | 出 店 利 彦 | 同 市下内膳439番地 |
| 同 | 出 店 裕 司 | 同 市下内膳1番地 |
| 同 | 安 川 一 雄 | 同 市下内膳1211番地 |
| 同 | 安 岡 忠 男 | 同 市下内膳170番地 |
| 同 | 井 手 久 弘 | 同 市下内膳415番地の1 |
| 同 | 瀧 口 初 美 | 同 市下内膳960番地 |

| | | |
|-----|---------|--------------|
| 同 | 由良木 恒 弘 | 同 市下内膳1196番地 |
| 監 事 | 安 川 眞 二 | 同 市下内膳776番地 |
| 同 | 片 岡 與 憲 | 同 市下内膳853番地 |



兵庫県告示第1150号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成25年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|----------|------------|
| 社土地改良区 | 平成25年8月22日 |



兵庫県告示第1151号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成25年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

社土地改良区

| 氏 名 | 住 所 |
|---------|---------------|
| 藤 野 正 弘 | 加東市社1330番地 1 |
| 水 野 考 司 | 同 市社687番地 |
| 明 野 富三郎 | 同 市山国1143番地 |
| 檜 原 喜八郎 | 同 市山国1289番地 |
| 井 上 壽 弘 | 同 市山国674番地 |
| 藤 本 義 之 | 同 市松尾492番地 |
| 藤 本 正 巳 | 同 市松尾150番地 |
| 大 橋 章 一 | 同 市出水555番地 3 |
| 大 橋 新七郎 | 同 市出水330番地 3 |
| 堀 内 実 | 同 市田中325番地 1 |
| 黒 石 一 | 同 市田中468番地 |
| 中 谷 彰 男 | 同 市鳥居356番地 |
| 竹 内 徳 央 | 同 市鳥居310番地 |
| 藤 本 徹 | 同 市貝原128番地 |
| 中 西 正 信 | 同 市貝原66番地 8 |
| 上 月 嘉 和 | 同 市西垂水355番地 1 |
| 武 部 豊 市 | 同 市西垂水312番地 |
| 山 本 稔 | 同 市家原103番地 2 |
| 山 本 佳 典 | 同 市家原449番地 |
| 井 上 計 二 | 同 市山国803番地 |
| 上 月 昭 二 | 同 市西垂水383番地 |



兵庫県告示第1152号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (i) 調査を行った者の名称
西脇市

- (2) 調査を行った期間
平成23年7月から平成25年3月まで
- (3) 成果の名称
西脇市野村町の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
西脇市野村町の一部
- (5) 認証年月日
平成25年8月2日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
加西市
- (2) 調査を行った期間
平成22年9月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称
加西市東笠原町（大字東笠原の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
加西市東笠原町大字東笠原の一部
- (5) 認証年月日
平成25年8月2日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成22年6月から平成24年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（大字柏原町大新屋の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市大字柏原町大新屋の一部
- (5) 認証年月日
平成25年8月2日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
淡路市
- (2) 調査を行った期間
平成21年6月から平成24年7月まで
- (3) 成果の名称
淡路市（大字遠田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
淡路市大字遠田の一部
- (5) 認証年月日
平成25年8月2日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
宍粟市
- (2) 調査を行った期間
平成23年7月から平成25年3月まで
- (3) 成果の名称
宍粟市波賀町引原の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宍粟市波賀町引原の一部
- (5) 認証年月日
平成25年8月2日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
宍粟市

- (2) 調査を行った期間
平成23年7月から平成25年3月まで
- (3) 成果の名称
宍粟市山崎町小茅野の一部①②の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宍粟市山崎町小茅野の一部
- (5) 認証年月日
平成25年8月2日
- 7(1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成21年7月から平成23年3月まで
- (3) 成果の名称
多可町八千代区（大字大和（山林Ⅰ）の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可町八千代区大字大和の一部
- (5) 認証年月日
平成25年8月2日
- 8(1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成21年10月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称
多可町八千代区（大字大和（山林Ⅱ）の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可町八千代区大字大和の一部
- (5) 認証年月日
平成25年8月2日
- 9(1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成20年5月から平成22年3月まで
- (3) 成果の名称
多可町加美区（大字山口の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可町加美区大字山口の一部
- (5) 認証年月日
平成25年8月2日
- 10(1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成22年7月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称
多可町加美区（大字山寄上の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可町加美区大字山寄上の一部
- (5) 認証年月日
平成25年8月2日
- 11(1) 調査を行った者の名称
神崎郡神河町

- (2) 調査を行った期間
平成23年5月から平成25年1月まで
- (3) 成果の名称
神河町（大字作畑の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
神河町大字作畑の一部
- (5) 認証年月日
平成25年7月3日
- 12(1) 調査を行った者の名称
神崎郡市川町
 - (2) 調査を行った期間
平成15年6月から平成17年3月まで
 - (3) 成果の名称
市川町（大字上瀬加の一部）の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
市川町大字上瀬加の一部
 - (5) 認証年月日
平成25年8月2日
- 13(1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
 - (2) 調査を行った期間
平成22年5月から平成25年3月まで
 - (3) 成果の名称
香美町（村岡区大字耀山、市原の一部）の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
香美町村岡区大字耀山、市原の一部
 - (5) 認証年月日
平成25年8月2日
- 14(1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
 - (2) 調査を行った期間
平成22年5月から平成25年3月まで
 - (3) 成果の名称
香美町（小代区大字秋岡の一部）の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
香美町小代区大字秋岡の一部
 - (5) 認証年月日
平成25年8月2日
- 15(1) 調査を行った者の名称
美方郡新温泉町
 - (2) 調査を行った期間
平成24年5月から平成25年2月まで
 - (3) 成果の名称
新温泉町（諸寄の一部）の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
新温泉町諸寄の一部
 - (5) 認証年月日
平成25年8月2日
- 16(1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合

- (2) 調査を行った期間
平成23年6月から平成25年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（大字氷上町三方・中の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市大字氷上町三方・中の一部
- (5) 認証年月日
平成25年8月2日
- 17(1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成23年9月から平成25年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（大字氷上町三方の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市大字氷上町三方の一部
- (5) 認証年月日
平成25年8月2日



兵庫県告示第1153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年9月17日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年9月17日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|---|----|-----------------|--------------|----|
| | 区間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 国道 429号 | 朝来市生野町小野字小野町1629番2から 同市生野町竹原野字道ノ下夕137番30まで | 旧 | 6.0から 18.0まで | 459.0 | |
| | | 新 | 6.0から 38.0まで | 443.0 | |



兵庫県告示第1154号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神南県民局西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。
平成25年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

| 区域名 | 市郡名 | 区町名 | 町大字名 | 小字名 | 地番 |
|--------|-----|-----|--------|-----|---------------------------------|
| 下山口(9) | 西宮市 | | 山口町上山口 | 三王谷 | 33番の一部、35番の一部、33番から35番に至る水路敷の一部 |
| | | | 山口町下山口 | 藤丸 | |

兵 庫 県 告 示 第 1155 号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨北播磨県民局長から報告があった。

平成25年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
平成25年9月25日（水）午後3時から午後4時まで
- 2 場所
加東市社字西柿1075—2 兵庫県社総合庁舎 2階202会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 有限会社関西リゾート
代表者氏名 岡 田 進
事務所所在地 加東市横谷798—111
免 許 番 号 兵庫県知事(1)第350406号
免 許 年 月 日 平成21年11月16日

兵 庫 県 告 示 第 1156 号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成25年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社ホテルニューアワジ
代表者の氏名 木 下 紘 一
住所 洲本市小路谷20
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 （仮称）あわじ浜離宮
所在地 南あわじ市松帆古津路970—81番地
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
縦覧期間 平成25年9月17日から同月30日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成25年9月17日から同月30日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

兵 庫 県 告 示 第 1157 号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社延田エンタープライズ
 代表者の氏名 延 田 久武生
 住所 大阪府八尾市北本町1丁目2番5号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称) 1 2 3 新三田店
 所在地 三田市福島字宮野前501-89、501-90
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 平成25年9月17日から同月30日まで

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年9月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 揖保郡太子町東南字田屋125番1、125番3、126番1、126番3、127番1、127番3、125番3地先里道水路
 同 郡同 町鶴字矢田部後35番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 姫路市東今宿三丁目2番11号
 株式会社たか屋 代表取締役 鎌 田 経 彦
- 3 許可年月日及び許可番号
 平成25年8月1日
 兵庫県指令西播(光土)(建)第1-5-2号(25太子)

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月17日

兵庫県人事委員会

委員長 青 山 善 敬

兵庫県人事委員会規則第4号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第17の2警察本部警務部監察官室東播・淡路方面分室の項中「警察本部警務部監察官室東播・淡路方面分室」を「警察本部警務部監察官室第三方面明石分室」に改める。

附 則

この規則は、平成25年9月18日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月17日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

兵庫県公安委員会規則第3号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
 第10条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。
 第46条の2第1項及び第2項を次のように改める。

（方面本部）

第46条の2 兵庫県警察の管轄区域を次の表のとおり3方面に区分し、第一方面に第一方面本部を、第二方面に第二方面本部を、第三方面に第三方面本部を置く。

| 名 称 | 区 域 |
|---------|---|
| 第 一 方 面 | 東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸水上、神戸西、神戸北、有馬、洲本、淡路及び南あわじの各警察署の管轄区域 |
| 第 二 方 面 | 芦屋、西宮、甲子園、尼崎南、尼崎東、尼崎北、伊丹、川西、宝塚、三田、篠山、丹波、朝来、養父、豊岡南、豊岡北及び美方の各警察署の管轄区域 |
| 第 三 方 面 | 明石、三木、社、加西、西脇、加古川、高砂、姫路、飾磨、網干、福崎、たつの、相生、赤穂、佐用及び宍粟の各警察署の管轄区域 |

2 第一方面本部は神戸市中央区下山手通5丁目に、第二方面本部は伊丹市伊丹1丁目に、第三方面本部は姫路市土山2丁目に置く。

第46条の2第3項中「阪神方面本部及び播磨方面本部」を「第一方面本部、第二方面本部及び第三方面本部」に改める。

附 則

この規則は、平成25年9月18日から施行する。ただし、第10条の改正規程は、平成25年12月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第305号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「法」という。）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年9月17日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

2 実施日時

- (1) 1級
平成25年10月25日（金）午前9時から午後0時まで
- (2) 2級
平成25年10月25日（金）午後2時から午後5時まで

3 実施場所

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
 兵庫県警察本部本館6階 603会議室

4 審査対象者

- (1) 1級

検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」と

いう。)、常駐警備(以下「常駐警備」という。)、交通誘導警備(以下「交通誘導警備」という。)、核燃料物質等運搬警備(以下「核燃料物質等運搬警備」という。))及び貴重品運搬警備(以下「貴重品運搬警備」という。))に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。))であって、同条第2項に規定する1級に係るもの(以下「旧1級検定」という。))に合格した者

(2) 2級

空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備及び貴重品運搬警備に係る旧検定であって、旧1級検定又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るものに合格した者

5 審査内容

審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの(前記(1)に掲げる者を除く。)

6 審査の申請手続

(1) 受付期間

平成25年9月24日(火)から同年10月11日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで)

(2) 審査定員

1級及び2級の合計で30人とする。

(3) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)とする。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所を管轄する警察署

ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署

(4) 提出書類

ア 審査申請書1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)1枚

ウ 旧規則第8条に規定する合格証の写し

エ その他

(ア) 前記(3)のアに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等住所地が明らかとなる書面をいう。)

(イ) 前記(3)のイに規定する営業所を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(ウ) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、前記(ア)又は(イ)に掲げるいずれかの書面

(5) 申請方法

ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

(6) 手数料

1級、2級ともに、4,700円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、審査申請書の受付後は返還しない。

7 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046

警察本部公告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年9月17日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩川 実喜夫

1 調達内容

- (1) 件名
試験用車両2台（賃貸借）
- (2) 契約期間
平成26年3月1日（土）から平成31年2月28日（木）まで
- (3) 履行場所及び仕様
入札説明書による。
- (4) 入札方法
上記(1)の調達について単価により入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 永瀬
電話 (078) 341-7441 内線2253
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成25年9月17日（火）から同年10月1日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成25年10月29日（火）午前11時30分 兵庫県警察本部 4階入札室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは

同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年10月28日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年10月28日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成25年10月1日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年11月5日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の総額の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。